

(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時： 月 日 時 分)

公 述 申 出 書 (整理番号)

長野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年11月26日

長野県長野地方事務所長 望 月 孝 光

- 許可番号 平成24年11月5日
長野県長野地方事務所指令24長地建第6-4号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字八幡字薬師堂1975、2003-2、2003-7、2003-8、
2003-9、2003-10、2003-11、2003-12
(第1工区)
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千曲市小島3172

メディカルケア株式会社 代表取締役社長 塚 田 正 巳

建築指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年11月26日

長野県公安委員会

- 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受 講 対 象 者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

- 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
1月27日 (日)	午前10時 から 午後4時 まで	上 田 会 場	上田市上田原1640番 地 上田創造館	50名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年11月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月16日(水)	午後1時から午後4時まで	佐久会場	佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール	80名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

平成25年度において長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査を次のとおり行います。

平成24年11月26日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 事前研修

(1) 実施日時

平成24年12月14日(金) 午後2時

(2) 実施場所

長野市川中島町原704の2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター（以下「北信運転免許センター」といいます。）本館3階第2安全教室

(3) 受講者

運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

ア 法人の代表者又はその代理人

イ 運転免許証更新通知等送付業務の業務指導をすべき立場にある者

(4) 申込方法

ア 申込書の用紙

北信運転免許センターで配布する「運転免許証更新通知等

送付業務事前研修申込書」を使用してください。

イ 申込書の提出期間

平成24年11月26日(月)から平成24年12月13日(木)(土曜日及び日曜日を除く。)までとします。

ウ 申込書の提出先

東北信運転免許課企画指導係

2 資格審査

(1) 申請の方法

ア 申請書の用紙

北信運転免許センターで配布する「運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査申請書」を使用してください。

イ 申請書の提出期間

平成24年12月14日(金)から平成24年12月28日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までとします。

ウ 申請書の提出先

東北信運転免許課企画指導係

(2) 一般競争入札参加資格者の資格審査の方法

運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査実施要綱に定めるところによります。

(3) 資格審査結果の通知

運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格認定通知書により申請者に通知(郵送)します。

(4) 資格の有効期間等

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとなります。引き続き入札参加資格を希望する者は、平成26年11月頃に、資格審査の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請してください。

3 その他

事前研修及び資格審査について不明な点は、東北信運転免許課企画指導係(電話 026-292-2345 内線 280)に問い合わせてください。

東北信運転免許課

(2) 運転免許証の更新時講習業務の業務指導をすべき立場にある者

4 申込方法

(1) 申込書の用紙

北信運転免許センターで配付する「運転免許証の更新時講習業務事前研修申込書」を使用してください。

(2) 申込書の提出期限

平成24年11月26日(月)から平成24年12月13日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とします。

(3) 申込書の提出先

東北信運転免許課講習係

5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

6 その他

事前研修について不明な点は、東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 237)に問い合わせてください。

東北信運転免許課

公告

平成25年度において長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

平成24年11月26日

長野県公安委員会委員長 檜山 宏

1 日時

平成24年12月14日(金) 午後2時30分

2 場所

長野市川中島町原704番地2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター(以下「北信運転免許センター」といいます。)

本館3階第2安全教室

3 対象者

運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 法人の代表者又はその代理人